宿泊型新保健指導試行事業実施要綱

1 目的

日本再興戦略のアクションプランの一つである戦略市場創造プランにおける、ヘルスケア産業を担う民間事業者等が創意工夫を発揮できる市場環境の整備として、「糖尿病が疑われる者等を対象として、ホテル、旅館などの地元観光資源等を活用して行う宿泊型新保健指導プログラムを平成26年度内に開発し、試行事業等を経た上で、その普及促進を図る」とされている。

また、健康日本21 (第二次)においては、循環器疾患、糖尿病、高血圧等の生活習慣病の一次予防に重点を置きつつ、合併症の発症や症状進展などの重症化の予防を重視した取組を進めるとともに、健康づくりに取り組もうとする個人を社会全体で支援するため、社会環境の改善を通じた働きかけなどを推進していくこととしている。

本事業は、平成27年度に宿泊型新保健指導(スマート・ライフ・ステイ)プログラム (※)を試行することで効果検証を行い、その結果を用いてプログラムの改訂等を行うも のである。

※ 宿泊型新保健指導(スマート・ライフ・ステイ)プログラム:糖尿病が疑われる者等を対象として、ホテル、旅館などの宿泊施設や地元観光資源等を活用して保健師、管理栄養士、健康運動指導士等が多職種で連携して提供する新たな保健指導プログラム

2. 事業内容

本事業の内容は以下のとおりとする。

(1) 実施主体

この事業の実施主体は、医療保険者、民間団体(※)又は自治体(以下「医療保険者等」という。)とする。

※ 民間団体は、法人格を有する団体及び民間企業とする。

なお、実施主体が直接保健指導を行わない場合は、保健指導機関等と連携し、共同で 実施する体制を整えること。

実施主体が宿泊施設を保有しない場合には、本事業の趣旨を理解した宿泊施設、観光 事業者等と連携して実施する体制を整えること。

(2) 実施対象者

特定保健指導対象者及び糖尿病予備群の者等

(3) 事業内容

医療保険者等が糖尿病予備群等の対象者を集め、十分な実績をもつ複数の職種の保健 指導実施者(医師、保健師、管理栄養士等)及びプログラム管理者(※)が宿泊地に同 行し、別添の宿泊型新保健指導(スマート・ライフ・ステイ)プログラムを対象者に提 供する。

事業の実施は、別添「宿泊型新保健指導(スマート・ライフ・ステイ)プログラム」 に基づいて行うこと。 ※プログラム管理者:プログラムの実施場所で、プログラムの評価を行い、必要に応じて 適切にプログラム内容を修正し、実施内容に関するトラブル等に対応することが可能な十 分な経験を有する保健指導実施者(医師、保健師、管理栄養士等)の統括者

(3) 実施方法

国は本事業の実施にあたり、別に定めるところにより事業計画を公募する。

(4) 留意事項

ア 事業の実施目的を達成するための適切な事業計画が策定されていること。

- イ 事業の進捗状況を確認するため、中間報告会及び最終報告会を開催することとし、 事業の経過や成果は厚生労働省ホームページ等で公開する。
- ウ 今後、宿泊型新保健指導(スマート・ライフ・ステイ)を実施する他の医療保険 者等も参考とすることから、費用負担を含め継続性のある事業であることが望まし い。

3. 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

4. この要綱は平成27年4月1日から適用する。